

令和6年度高年齢者雇用優良企業等九州・山口生涯 現役社会推進協議会会長表彰 大分県募集要項

1 趣旨

九州・山口の各県及び経済団体、労働者団体等で構成される「九州・山口生涯現役社会推進協議会」（会長 福岡県知事）では、年齢にかかわりなく活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、九州・山口が一体となって高齢者の就業促進や社会参加支援に取り組んでいます。

その一環として、高年齢者の雇用促進に先進的かつ積極的に取り組んでいる企業等に対し、九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰を行い、その努力と功績を称えるとともに、これを広く九州・山口各県の県民一般に周知し、高年齢者の雇用の促進を図ります。

2 募集テーマ

高年齢者の雇用促進を図るため、各企業が行った先進的かつ積極的な取組事例を募集します。なお、具体的な取組内容の例示として、以下を参考にしてください。

取組項目	内容（例示）
(1)制度面での取組	短時間勤務等柔軟な雇用形態、賃金・評価制度における取組
(2)職場環境の整備	高年齢者が働きやすい職場環境の整備
(3)能力開発の取組	研修、企業内教育訓練、技能継承
(4)意識・風土面の改善	意識啓発、職場コミュニケーションの推進
(5)健康対策の取組	高年齢者の健康管理、安全衛生、福利厚生
(6)その他	その他の高年齢者雇用促進の取組

3 応募資格

高年齢者の雇用の機会の増大に尽力し、他の模範となっている企業等又は高年齢者の職業能力の開発・向上及び職務の改善、作業施設の改善等、諸条件の整備を図り、その雇用した高年齢者の定着に特段の努力を行っている企業等で次のいずれにも該当するものに限ります。

- (1) 令和6年4月1日現在で、定年年齢の引き上げや定年制の廃止、継続雇用などにより希望者全員を70歳以上まで雇用する制度を設けていること。
- (2) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第6号に規

定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(3) 国税、県税及び市町村税並びに労働保険料の滞納がないこと。

(4) 労務管理に万全を期しており、過去3年間において自らの責任による労働災害を起こしていないこと。

- ・令和3年4月1日から令和6年3月31日の間に、自らの責任による死亡災害を起こしていないこと。

- ・令和3年4月1日から令和6年3月31日の間に、自らの責任による重大災害（休業1ヶ月以上）を起こしていないこと。

(5) 過去3年間において労働関係法令に違反したことがないこと。

- ・令和3年4月1日から令和6年3月31日の間に、労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表されていないこと。

- ・令和3年4月1日から令和6年3月31日の間に、「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県局長等による指導の実施及び企業名の公表について」（平成29年1月20日付け基発0120第1号）に基づき公表されていないこと。

4 応募方法

(1) 応募書類等

1 応募票（別紙様式1及び別紙様式1-2）

※必要に応じ、写真・図・イラストなど取組の内容を具体的に示す参考資料を添付してください（A4サイズで5枚以内）。

2 上記3（1）の制度設定状況がわかる就業規則等の写し

3 上記3（2）に関連して、役員全員の氏名（フリガナ付き）、生年月日、性別、住所がわかる書類（様式任意）

※なお、応募書類等は返却いたしません。御了承ください。

(2) 応募期間

令和6年7月19日（金曜日）から8月22日（木曜日）必着

(3) 応募先

大分県商工観光労働部雇用労働室 雇用推進班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

5 賞

九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰 九州・山口各県1編

6 表彰する企業の決定

「高年齢者雇用優良企業等九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰に係る大分県被表彰企業等選考委員会」の選考を経て決定します。

7 審査結果発表等

令和6年9月下旬を目途に本県ホームページにて公表します。

表彰状の授与等は、令和6年10月23日（水曜日）に鹿児島市で開催される推進大会にて行う予定です。

8 選考基準

(1) 先駆性

- ア) 高齢者の活躍を促進するための先駆的な取組がされている。
- イ) 高齢者が活躍する場の創出のため、取組の内容や方法等に工夫が凝らされ、独創性がある。

(2) 繼続性

- ア) 高齢者の活躍が複数年に渡って継続されている。
- イ) 今後も継続が期待される。

(3) 社会性

- ア) 高齢者を積極的に雇用し、高齢者の生きがいづくりに寄与している。

9 著作権等

提出された応募書類の内容に係る著作権及び使用権は、九州・山口生涯現役社会推進協議会（九州・山口各県）に帰属することとします。

10 お問い合わせ先

「九州・山口生涯現役社会推進協議会」 大分県窓口

大分県商工観光労働部雇用労働室 雇用推進班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL：097-506-3345 FAX：097-506-1756

E-mail : a14330@pref.oita.lg.jp